

業務仕様書

1 目的

愛媛県では、令和元年7月に松山 - 台北線が就航し、台湾から愛媛への旅行アクセスの利便性が高まったところである。コロナ禍前における松山 - 台北線の利用者は団体旅行者の割合が高かった一方、台湾市場においては近年個人旅行者（以下、「FIT」という。）が増加している。アフターコロナにおいては、さらなるFIT化の進展が見込まれ、FITの誘客促進に向けて戦略的に取り組んでいくことが必須となる。

本事業では、台湾からのFITの実態（特性、旅行行動、ボリューム、ニーズ等）を調査・分析し、愛媛県として狙うべきターゲット層の絞り込み、及びターゲット層の嗜好や行動に即した訴求力のあるコンセプト・コンテンツを明らかにすることにより、台湾市場を対象とした愛媛県観光PR事業の効果的な展開に活用することを目的とする。

2 業務名

台湾からのFIT誘客促進に向けた市場調査・分析事業委託業務

3 発注者

松山空港利用促進協議会（以下、「協議会」という。）

4 委託期間

契約締結の日から令和4年3月31日まで

5 委託業務内容

（1）台湾人FITの実態調査実施

ア 調査方法

既存資料や文献、リサーチデータ等の2次データ分析、及び定量アンケートやヒアリング/インタビュー等の定性的リサーチの実施、その他効果的と思われる手法を用いて、台湾人FITの実態（特性、旅行行動、ボリューム、ニーズ等）を調査すること。

イ 調査内容

調査内容については、以下の内容を盛り込むこと。

（ア）旅行に対する消費者ニーズ（食・文化・歴史・自然等関心の高いコンテンツ）

（イ）台湾人FITが訪日旅行を計画する際に想定する行程日数・許容可能な移動距離

（ウ）愛媛県を旅行先とする際（他の都道府県を旅行行程に組み込む場合も含む。）の行動動線及び移動手段

・サンプル数（300サンプル以上）

・台湾在住者を対象とした定性インタビュー（2名以上）

・調査にあたっては、事前に仮説を組み立てた上で実施をすること

※詳細な調査項目は発注者と協議の上、決定するものとする。

(2) 報告書の作成

上記(1)の結果をもとに、台湾人FITのうち愛媛県として狙うべきターゲット層の絞り込み、及びターゲット層の嗜好や行動に即した訴求力のあるコンセプトやコンテンツを明らかにし、愛媛県内の周遊ルートの提案(3ルート以上)を盛り込んだ報告書を作成すること。

6 成果物

下記について、令和4年3月31日(木)までに提出すること。

- (1) 調査報告書(A4版)1部
- (2) 調査報告書のPDFデータ
- (3) 調査結果の集約データ(ローデータ)
※今後データの加工使用ができる形で納品すること。
- (4) 業務実施報告書

受託者は、本業務完了後、速やかに委託契約書に規定する業務実施報告書を提出すること。同報告書には、本業務を実施したことが証明できる書類及び写真等を添付すること。

7 著作権等の取扱い

- ・本仕様書に規定するところにより、協議会に引き渡すべき成果物は、協議会の所有とする。
- ・著作権をはじめ、本業務の成果品における一切の権利は、協議会に帰属し、受託者が複写、複製、抜粋その他の形式により他の用に供する場合は、協議会の承諾を受けなければならない。
- ・協議会は成果品を公表することができる。この協議会の公表権について、受託者はいかなる権利も主張できない。
- ・委託業務のために使用された協議会が所有する資料等の著作権は協議会に帰属する。ただし、受託者が以前より保有する特許権、著作権等の知的財産権を適用したものにおいては、協議会はその使用及び複製の権利のみを有するものとし、それらの知的財産権は受託者に帰属する。
- ・受託者は、協議会が認めた場合を除き、成果品に係る著作者人格権を行使できないものとする。

8 守秘義務及び個人情報の取扱い

- ・本業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- ・本業務の実施のための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- ・再委託範囲に個人情報の取扱いが含まれるときは、再委託先との間で個人情報に関する適切な体制を確保すること。

9 その他

- ・本業務に係る一切の経費は、全て委託金額に含むこと。

- ・受託者は、本業務の実施に当たり、愛媛県会計規則、愛媛県個人情報保護条例その他関係法令・条例等を順守しなければならない。
- ・受託者は委託業務遂行において、一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行う上で協議会が必要と認めるときは、契約業務の一部を他者に再委託することができるものとする。
- ・受託者が業務を遂行するうえで必要な資料等は、受託者において入手するほか必要に応じて協議会が所有するものを随時貸与する。
- ・受託者は、事業を進める過程において内容やスケジュールを委託者と十分協議の上、作業を進めるものとし、作業の進捗状況について、随時、報告すること。また、複数回の内容確認及び修正指示の機会を設けること。
- ・協議会は、必要に応じ、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、報告を求めることができる。
- ・本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合については、その都度協議会と受託者との協議のうえ決定すること。